

庄内町告示第 7 6 号

令和 4 年度庄内町おいしい米の里堆肥散布補助金交付要綱を次のように定める。

令和 4 年 3 月 3 0 日

庄内町長 富 樫 透

令和 4 年度庄内町おいしい米の里堆肥散布補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、資源循環型農業及び環境保全型農業を実践し、おいしい米の里づくりの推進を図るため、町内のほ場で肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に規定する特殊肥料（以下「特殊肥料」という。）を散布する団体に対し、予算の範囲内で令和 4 年度庄内町おいしい米の里堆肥散布補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成 17 年庄内町規則第 52 号。第 5 条及び第 6 条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第 2 条 補助金の交付対象となる団体は、特殊肥料を散布する町内の組織（次条及び第 4 条において「堆肥散布組織」という。）とする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業（次条において「補助対象事業」という。）は、堆肥散布組織が町内の農地のうち水稻の作付けを行うほ場において特殊肥料を散布する事業とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、補助対象事業において散布する特殊肥料の総重量に 1 トン当たり 900 円を乗じて得た額以内の額とし、算出された額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、堆肥散布に要した経費から堆肥散布組織が当該堆肥散布によって得る利用料金等及び町以外の団体から交付を受ける補助金等を差し引いた額を限度とする。

(交付申請)

第 5 条 規則第 4 条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第 1 号）
- (2) 収支予算書（様式第 2 号）

(実績報告)

第 6 条 規則第 13 条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第 1 号）
- (2) 収支精算書（様式第 2 号）

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条、第6条関係）

事業計画（実績）書

1 事業の概要

2 堆肥散布計画（実績）

予定（実施）年月日	年 月 日
事業内容	
経費等	

様式第2号（第5条、第6条関係）

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	